

# 帳簿の保存ルールを整理しましょう

決算のたびに「何年分まで資料を置いておかないといけないのだろう」と考える方もいるのではないのでしょうか。今回は帳簿の保存ルールについて整理しましょう。

## 帳簿の保存



岩田 まり子  
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫提携のライオン橋税理士法人パートナー税理士。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。



の要件を満たす必要があるので留意しましょう。

●電子取引  
電帳法の規定により、原則電子データで保存することが必要です。

## 【個人】

●青色申告  
(55万円控除、65万円控除)

青色申告者は原則として複式簿記により記帳し、帳簿および書類を7年間保存する必要があります。

帳簿、決算書……………7年間  
証憑書類……………7年間

## ●青色申告(10万円控除)

帳簿、決算書……………7年間  
証憑書類……………5年間

## ○白色申告

帳簿、決算書……………7年間  
証憑書類……………5年間

することも可能となります。感熱紙などは見えなくなってしまうものもあるので、こちらもうまく日常の保存ルールに組み込んでいきたいところです。

保存方法を自社でルール化しましょう

決算が終わるたびに毎期の決算資料の管理、保存はきちんとしましょう。そして電子帳簿保存対応がまだ不十分な会社は新しい期からなるべく取り入れていきましょう。

一般的に直前3期が税務調査の際に対象になりやすいので、直前3期は取り出しやすい場所で管理するのが望ましいです。

それより古い期についてはルールで定められている期間をしっかり保存するようにしましょう。



	法人	個人(青色55万、65万)	個人(青色10万)	個人(白色)
保存義務	あり	あり	あり	あり
記帳方式	複式簿記	複式簿記	簡易簿記	簡易簿記
主要帳簿	仕訳帳・総勘定元帳	仕訳帳・総勘定元帳	簡易帳簿	簡易帳簿
証憑書類	7年保存	7年保存	5年保存	5年保存
帳簿保存期間	7年(欠損金繰越は10年)	7年	7年	7年

## 電子帳簿保存法の影響

会社が税務関連の帳簿や書類を紙ではなく電子データで保存できるようになる法律で、2024年1月から電子取引データは電子保存が義務化されました。

理由があって対応できていない会社があっても、現時点では特に問題にならない状況ではありますが、早い段階で対応が必要でしょう。まずは保存区分を再確認しましょう。

## ①電子帳簿等保存

会計ソフトで作成した帳簿や決算書などをデータのまま保存すること

## ②スキヤナ保存

紙の領収書や請求書をスキヤンして電子保存すること



③電子取引データ保存  
デジタルで受け取ったデータをデータのままで保存すること  
帳簿の保存、管理をしていくうえで電子データでの保存も考慮する必要があります。もはや会計ソフトを利用していない会社も少ないと思いますので、①の電子帳簿保存はハードルが低いと思います。次の②のスキヤナ保存も2022年より税務署への事前申請がなくなり、利用しやすくなっています。近年、浸透しているクラウド会計などはスキヤナ保存制度と連携し、領収書などを電子保存できる機能が備わっているものがほとんどです。今まで紙の証憑書類として保存していた領収書などが一番かさばっていたと思いますが、スキヤンで読み取って電子保存すれば、紙そのものはすぐに処分